

季節雇用労働者の雇い入れ手続きはお忘れなくご連絡を

季節雇用の従業員の雇い入れを行う事業所は早めに雇い入れの手続きを行ってください。提出が遅くなると必要書類が増えたり、労災事故が起きた際に問題が出たりしますので「なる早」でお願いします。※雇入通知書に前職の会社名か雇用保険番号の記入をお願いします。どちらも記入がないと本人の特定が出来ないため、手続きができません。前職雇入時の被保険者証を提出してもらうなどしてください。

国保・介護保険料の減免は5月末まで！

コロナによる影響で収入が一定程度減少した場合に受けられる減免措置が令和4年度分で終了します。令和4年度分の申請期限は5月31日までとなっていますので、申請される方は早めに行いましょう。※令和4年度分になりますので、昨年の収入で保険料の再計算をして保険料を確定、支払い済みの分から還付を受けるような形になります。未納の場合などは対象になりませんので注意を。

5月末が民商の決算期末になりますので、月内の集金にご協力をお願いいたします。

《今後の予定》

5/14(日) 大人のスマホ教室
5/28(日) 新商連60回総会
6/4(日) 共済会ハイキング
6/5(月) 業者婦人決起集会
7/9(日) 十日町民商総会
7/30(日) 新潟県母親大会

この他にも記帳会なども含め会員同士の交流のできる場を増やしていきたいと思っておりますので事務局より声がかかりましたら是非ご協力ください。

5/8 からコロナが「5 類感染症」に移行で変わったこと

コロナが2類相当⇒5類感染症に変更されるにあたり、保健所の健康観察や食料配送などの生活支援が終了するとともに、外出等の行動制限が無くなります。また、検査費、国指定の処方薬以外は自己負担が生じるようになります。補助は無くなりますが、コロナが終息したわけではなく、基本的な感染対策は引き続き有効だそうなので、場面に応じたマスク着用、換気などは適宜行うようにしましょう。

※行動制限の解除に伴い、民商共済会のコロナに関する共済金請求手続きも変更があるかもなので、わかり次第お知らせいたします。